

## 強化戦略委員会 規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という）定款40条に定める専門委員会として強化戦略委員会、（以下「本委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定める事を目的とする。

### 第2章 基本方針

第2条 本委員会は、選手・コーチの国際競争力を高めるために、競技力の向上に必要な課題を共有し、連携を図りながら強化活動、戦略研究、検証、を繰り返し実践する。

#### (方針)

1. 本連盟が別に定める強化戦力プランを基本方針とし、連盟強化選手の国際競技力向上を支える。
2. JSC・JPCが関わる協同チームにコンサルテーションを通して連携を図る。
3. 連盟の強化拠点をNTCに定める。
4. 医・科学サポート事業を有効かつ効果的に活用する。

### 第3章 業 務

- 第3条 強化活動の年間計画を定め、計画と活動の検証を実施する。
2. 国際大会におけるライバル国・ライバル選手の情報を収集し、分析を行う。
  3. 強化指定選手の競技力向上のために必要な調査研究を実施する。
  4. 強化指定選手の指導方法及び評価方法を検討する。
  5. 強化活動の検証を定期的実施する。
  6. 人材発掘事業を展開する。
  7. 母体コーチとの連携を図る。

### 第4章 委 員

- 第4条 本委員会の委員は本連盟の理事及び連盟コーチ並びに学識経験者のうちから、本連盟の理事会において選任する。
2. 本委員会の任期は2年とし、再任は妨げない。
  3. 委員は任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行う者とする。

#### (委員長)

- 第5条 本委員会に委員長1名を置く。
2. 委員長は委員会の議長となり会務を総括する。
  3. 本委員会に1名の副委員長を置く。
  4. 委員長は、理事会で選任され、副委員長は委員の互選により選任される。
  5. 副委員長は、委員長の職務を補佐し委員長に事故ある時は職務を代行する。

## 第5章 委員会

### (招集)

- 第6条 本委員会は委員長、副委員長及び委員を持って構成し、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。
2. 委員長は委員会を招集する時、原則1週間前に通知をしなければならない。但し、緊急を要する場合はその限りではない。

### (決議)

- 第7条 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開く事が出来ない。
2. 本委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決する。
  3. 本委員会は、原則として非公開とする。
  4. 本委員会は、委員外で必要とされる人を招き資料の提供、説明、その他、必要な協力を求める事が出来る。

### (議事録)

- 第8条 本委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
2. 議事録署名人には委員長、又は、副委員長が記名押印するものとする。
  3. 本会の議事録は非公開とする。

## 第6章 規則の変更

### (規則の変更)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会で決議により行う。

附則 令和4年6月25日制定  
令和4年6月25日より施行する。

※本規程施行に伴い、ナショナルチーム強化委員会規程を廃止する。  
令和4年10月26日改訂